

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

横浜市

償却資産の申告期限は令和8年2月2日(月)です。

- ◆1月1日現在で償却資産(詳細は2ページ参照)を所有している方は、申告義務があります。
- ◆提出先は、横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)です。詳しくは6ページを御覧ください。なお、区役所には償却資産の窓口はございませんので御注意ください。

◆◆ 令和8年度申告に係る変更点について ◆◆

- ☆ 償却資産申告書及び種類別明細書の様式を変更しました。
種類別明細書に増加・減少等を記載する場合は、『異動区分』の記入等
が必要となります。また、耐用年数の記載漏れも多く発生しています。
8から11ページ等を参照し、記入漏れが無いように作成してください。
- ☆ 複写式様式が廃止になりました。
受付印が押印された「控え」が必要な場合は、必ずご自身で「控え」を
ご準備ください。また郵送により申告する場合は、「控え」と併せて「切手
を貼付した返信用封筒」を必ず同封してください。

【目 次】

I	償却資産とは	2 ~ 4 ページ
II	償却資産の申告について	5 ~ 6 ページ
III・IV	申告書類の作成方法	7 ~ 13 ページ
V	申告書に記載する事業種目について	14 ページ
VI	送付先情報記載用紙の記入方法	15 ページ
VII	非課税・課税標準の特例について	16 ~ 17 ページ
VIII	その他関連情報について	19 ~ 21 ページ
IX	償却資産の評価額及び税額の計算方法について	22 ~ 23 ページ

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます！(詳細は23ページ)

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁等 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）（詳しくは19ページ参照）
第2種	機械及び装置	工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00~09」、「000~099」、「00A~09Z」、「0A0~0Z9」及び「0AA~0ZZ」）、駐車場機械装置等
第3種	船	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90~99」、「900~999」、「90A~99Z」、「9A0~9Z9」及び「9AA~9ZZ」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2 申告する資産とは

令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（リース資産は5ページ参照）
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

- (2) 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産
(ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。)

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 (平成11年1月1日前に取得した資産については、横浜市償却資産センターにお問い合わせください。)	10万円未満	必要経費	申告対象外*
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外*
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 (平成10年4月1日前に開始された事業年度に取得した資産については、横浜市償却資産センターにお問い合わせください。)	10万円未満	損金算入	申告対象外*
			3年間一括償却	申告対象外*
			減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外*	
		減価償却	申告対象	
		20万円以上	減価償却	申告対象

*対象資産に制限がありますので、21ページ（注6）を参照してください。

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。（）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理容業 美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医業 歯科医業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、その他

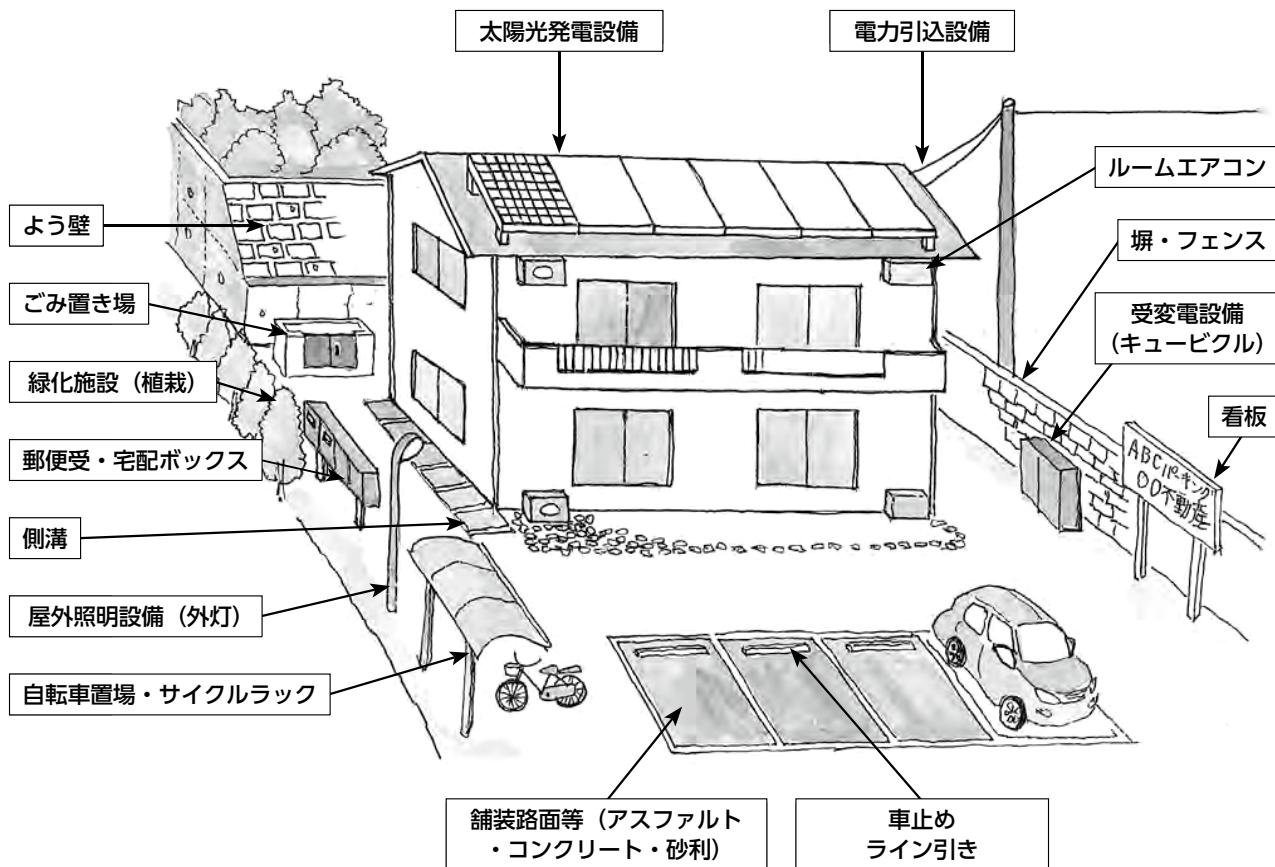
～賃貸用の不動産を所有されている方へ～ 償却資産の申告が必要です！

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。

償却資産に該当するものを例示しますと、次のとおりです。これらは、土地・家屋として評価すべきものではなく、**償却資産として申告が必要なものです。**

なお、所有されている資産が償却資産として申告対象なのかどうかわからない場合は、償却資産センターへお問合せください。

償却資産として申告していただく資産の例



資産の種類	資産例
構築物	外構工事 (駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植栽)、ネット、フェンス、自転車置場、外灯)、看板等の広告設備、ごみ置き場など
建物付属設備 機械・装置	受変電設備 (キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備 (屋根材一体型ソーラーパネルを除く) など
工具・器具・備品	ルームエアコン (壁掛け型)、郵便受、宅配ボックスなど

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、
1月1日現在に償却資産を所有している方です。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください（9ページの記入例を参照してください。）。
- 償却資産を所有していない場合は、申告書の項番20「該当資産なし」に✓を入れて、提出に御協力ください（9ページの記入例を参照してください。）。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

（1）必ず提出していただくもの

資産の所在する区ごとに作成した ①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

○前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」を必ず提出してください。

（2）該当する資産がある場合に提出していただくもの

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 非課税資産を所有している場合 | 非課税適用届出書、事実を証明する書類 |
| 課税標準の特例がある資産を所有している場合 | 課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類 |
| 短縮耐用年数を適用された場合 | 国税局長の承認通知書（写） |
| 増加償却をされた場合 | 税務署長への届出書（写） |
| 減免該当資産を所有している場合 | 減免申請書、事実を証明する書類 |

○これらの書類を提出される場合は、申告書の「22 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

（3）番号法に定める本人確認の資料

償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です（既に*（アスタリスク）が印字されている場合、又は共有の場合は記載不要です。）。

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認又は代理権確認）を実施します。窓口・郵送による申告の際は、以下の本人確認資料を御提示又は写しを御提出ください。また、eLTAX（電子申告）による申告の場合で、事業の新規開始による初めての提出や、申告先に番号確認資料の提出実績がない場合は、番号確認資料の添付が必要です。

なお、法人番号を記載した場合には本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「マイナンバーカード _{※1} 」「通知カード _{※2} 」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	①「マイナンバーカード _{※1} 」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） ②「横浜市から送付された氏名・住所（住民登録地）が印字済の償却資産申告書」等

※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人のマイナンバーカード」「本人の通知カード _{※2} 」「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人のマイナンバーカード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

※2 「通知カード」については、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続き御利用いただけます。

4 企業の電算処理により申告をされる場合（横浜市では全資産申告となります）

独自の電算システム等を使用して申告される場合は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在横浜市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例（12～13ページ）を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、申告書等送付番号を確認するため、本市の申告書（又はお知らせのはがき）を添付するか又は申告書等送付番号を必ず転記してください。 2 資産の数量欄が無い場合は、資産件数（又は数量）を備考欄に記入してください。（資産の種類毎に種類別明細書の1行を1件として集計又は数量を集計してください。） 3 評価額(円)の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (全資産用・プレ申告用) 又は (増加資産・全資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額・特例率（該当有の場合）・増減事由（1～6） 2 評価額は22～23ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、摘要欄にその旨を記載してください。

5 提出期限

令和8年2月2日（月）です。

6 提出先

横浜市償却資産センター

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

窓口は以下のとおり受付時間が限られており混雑しますので、eLTAXによる電子申告又は郵送を御利用ください。また、ファックスによる申告は受け付けておりません。

eLTAXの御利用方法については23ページを御覧ください。

◎窓口受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◎申告書の控えについて

郵送による提出で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、必ず「申告書・種類別明細書それぞれの控え」及び「切手を貼り付けた返信用封筒」を同封してください。

※ 口座振替をご希望の方へ

◎第1期から口座振替を御希望の方は提出期限までに必ず提出して下さい。

【お問い合わせ先】

口座振替について：財政局納税管理課（TEL：045-671-3747）



【アクセス】
・みなとみらい線 日本大通り駅 3番出口から 徒歩3分
・市営バス 大さん橋入口バス停 下車 徒歩1分
・市営バス 芸術劇場・NHK前バス停 下車 徒歩2分

III 申告書類の作成方法(一般処理方式による申告)

1 作成の単位

資産の所在する区ごとに「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。

- 同一区内に2か所以上の事業所がある場合は、区内の事業所分をまとめ記載してください。
- 以下は紙による申告書類の記載方法です。電子申告により提出される方は、横浜市ウェブサイトを御覧ください。

2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項に従って作成してください。

なお、本市から申告書類をお送りしていない、企業の電算処理により申告をされる方は、6、12~13ページを参照のうえご自身が利用している様式により調製をお願いします。

書類名	項目番号	注意事項
償却資産申告書	1	・『住所』の欄には納税通知書送付先を印字しています。2の「公簿上の住所又は所在地」と同じ場合は、その情報を印字してお送りしています。 『納税通知書送付先』を変更する場合は、同封の『送付先情報記載用紙』に新たな送付先を記載し返送してください。(※申告書に直接記載はしないでください。)
	6	・事業種目には日本標準産業分類(中分類)を日本語で記載してください。 日本産業分類については14ページをご参照ください。
	10~21	・チェックボックスは丁寧に✓(チェックマーク)を記載してください。
種類別明細書 (全資産用・プレ申告用)		・様式下部に記載の注意事項をよく読んで、必要事項を漏れなく記入してください。 特に「異動区分」に記入漏れが無いか、改めてご確認をお願いします。

※お送りした書類は複写式ではありません。受付印が押印された「控え」をご希望の方は、必ず提出用を複写するなどして自身でご準備をお願いします。郵送で提出される場合には、上部に「控え」と目立つように記入した「控え」と、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※非課税・特例対象資産を所有されている方は、申告書と共に各届出書を御提出ください。詳細については16、17ページを御覧ください。

3 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

また、固定資産税の評価上、事業専用割合等による取得価額のあん分は認められていませんので、その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、3、21ページの一覧表にて御確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

- ア 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。
基本的に、この耐用年数により申告してください。
- イ 中古見積耐用年数 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ウ 短縮耐用年数 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例(8~11ページ)を参考に申告してください。

4 一般処理方式による償却資産申告書の記入例

この申告書の内容について応答できる方のご連絡先、氏名を記入してください。

印字されている送付先以外の場所に納税通知書を送付してほしい場合には、申告書が送付された際の宛先が書かれていた用紙の裏面「**送付先情報記載用紙**」に記入してください(この欄には書かないでください)。

法人の場合は登記上の住所、個人の場合は住民登録地の住所を印字しています。

記入しなくて構いません。

種類別明細書に記入した前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

既に申告している資産について訂正がある場合には、該当箇所を二重線で抹消し、正しい取得価額を記入してください(資産の増減ではありません)。

企業の電算処理により申告する方は、計算した評価額、決定価格、課税標準額及び数量を記入してください。

個人の場合はマイナンバーを、法人の場合は法人番号を記入してください(すでに*が印字されている場合は記入しなくて結構です。)。

資本金等円単位で記入してください。

年 月 日	横浜市長 (中区)	令和 8 年度		
所	1 住所 納税通知書送付先 電話番号	231-0005 中区本町6丁目50番地10		
有	2 フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	中区本町6丁目50番地10		
者	3 氏名 法人にあってはその 登記及び代表者の氏名 屋号	ヨコハマショキヤコギヨ 横浜償却工業株式会社 横浜営業所		
	4 電話番号 公簿上の生年月日 又は設立年月日	9 税理士の氏名 電話番号		
資産の種類				
1 構築物	前年中に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計(イ)・(ロ) + (ハ) (二)
2 機械及び装置	3,018,500	0	0	3,018,500
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	11,972,900 11,624,000	3,362,400	2,377,600	10,988,100
7 合計	14,991,400 14,643,400	3,362,400	2,377,600	14,006,600
資産の種類				
1 構築物	※ 評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)	
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				
明 納 封 封筒宛先				
※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。				
申・明				

チェックボックス記載例

チェック記号		説明
良い例	<input checked="" type="checkbox"/>	左記の例のとおり、丁寧にチェックマークを記載してください。
	<input type="checkbox"/>	
悪い例	<input type="checkbox"/>	機械での読み取りができないなります。

中区	
帳票識別コード	XX01
申告区分	<input type="checkbox"/> 初回申告 · <input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理 · <input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号	
30123456789012345 ←	
資課税台帳)	
10	短縮耐用年数の承認 □ 有 · □ 無
11	増加償却の届出 □ 有 · □ 無
12	非課税該当資産 □ 有 · □ 無
13	課税標準の特例 □ 有 · □ 無
14	特別償却又は圧縮記帳 □ 有 · □ 無
15	税務会計上の償却方法 □ 定率法 · □ 定額法
16	青色申告 □ 有 · □ 無
17	区内における 事業所等 資産の所在地
18	借用資産 □ 有 · □ 無
19	貸主の名称等
20	□ 資産に増減なし □ 該当資産なし
21	□ 転出・廃棄・解説・その他 () () 年 月 日
22	備考 (添付書類等)
該当資産なしの場合は □ 有 · □ 無	
横浜市	

【変更になりました】
「区コード2ケタ+申告書等送付番号15ケタ」が事業者を識別する番号になります。

該当する項目に□を付けてください。

区内に所在する資産の所在地を記入してください。

償却資産が所在する家屋について、自己所有か借家か、該当するほうに□を記入してください。

借用資産の有無について□を付け、ある場合には貸主の名称等を記入してください。

所在する償却資産の内容が前年度と同じ場合は、□を付けてください。

共有者がいる場合は備考欄に記載してください。
例) 共有者: 傷却太郎 横浜市中区港町〇-〇

5 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)記入方法

異動のあった資産の行に
「異動区分」を必ず記入
してください。

- 1 …增加
2 …減少
3 …訂正

※既に申告している資産について誤りがある場合には、異動区分に「3」訂正を記入し、一部減少または全部減少の場合には異動区分に「2」減少を記入してください。

新たに取得した資産の種類を記入してください)。

- 1 …構築物
 - 2 …機械及び装置
 - 3 …船舶
 - 4 …航空機
 - 5 …車両及び運搬具
 - 6 …工具、器具及び備品

★「物件番号」、「価額」、「課税標準の特例」及び「課税標準額」の欄は、企業の電算処理による申告をする場合のみ記入してください。

所有者名			1枚のうち		令和8年度種類別明細書(全資本)					
横浜償却工業株式会社			1枚目							
行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月	元日取得	取得価額	耐用年数	減価残額率
						(注3) 年号	年 月	(注4) (注5)		
1	1	0431000101	横浜市使用欄のため記載しないでください。	パーテーション工事		4 30 08		2,388,500	15	0.658
2	1	04310102		電気工事一式		4 30 08		630,000	15	0.858
	6	043103		ビジネスホン・LAN工事一式		4 30 08		762,500	6	0.681
4	6	043104		空調機新設工事		4 30 11		1,050,000	6	0.681
5	2	043105		CAD端末		4 30 11		382,400	5	0.631
6	2	043106		3Dスキャナー		5 01 10		2,970,000		
7	3	043107		小型車上成形機		5 01 11		3,828,000		
8	1	6		パソコン		1 5 06 09		173,800	4	
9	1	6		CAD用モバイルワークステーション		1 5 07 05		316,800	5	
10	1	6		ポータブル測定器		1 5 07 10		356,000	9	
11	1	6		複合プリンター		1 5 08 01	1	1,531,000	5	
12				元日に取得した場合は、 「元日取得」の欄に「1」を 記入してください。						
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

既に申告している内容について訂正がある場合には、異動区分に「3」を記入し、訂正する欄を二重線で抹消し、直上に正しい内容を記入し、摘要欄に説明を記入してください。

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 正訂のいずれかの数字を記載ください。

注意2 「資本の種類」の欄は、1 株式、2 設立及び買戻、3 船舶、4 車両及び運搬具、5 その他

注意3 「取扱年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 のいずれかの数字を記載ください。

注意4 「元日」取扱の欄は、元日（1月1日）に取扱した場合は1を記載ください。

注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（例）全部減少の場合は「0」が記載ください。

注意6 「増加事由」の欄は、1 新規取扱、2 中古品取扱、3 先取、4 減失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字を記載ください。

全部を除却した場合は、「資産の名称等」の欄から「課税標準額」の欄までを二重線で抹消し、取得価額の欄に「0」を記入してください。増減事由には該当する事由の番号を記入してください(物件番号は抹消しないでください)。

申告区分		帳票識別コード		XX02
<input type="checkbox"/> 初申告	<input type="checkbox"/> 修正申告	<input type="checkbox"/> 初申告	<input type="checkbox"/> 修正申告	
処理方式		<input type="checkbox"/> 一般処理 <input type="checkbox"/> 電算処理		
申告書等送付番号				
30123456789012345				
価額	課税標準の特例	課税標準額	増減事由 (注6)	摘要
	率 コード			
759,540				
200,337				
43,505				
59,908				
10,620				4 R07.5 廃棄
305,675				4 2台中1台廃棄
179,024				6 消費税分加算忘れ
				1 R06取得(R07申告もれ)
				1 先端設備特例対象資産
				1

前年中に取得した資産がある場合は、「異動区分」から「耐用年数」まで、及び「増減事由」を記入してください。

前年中に取得した資産がある場合は、「異動区分」から「耐用年数まで、及び「増減事由」を記入してください。

異動のあった資産の行に「増減事由」を必ず記入してください。

- 1 新品取得、2 中古品取得、3 売却
4 滅失、5 移動、6 その他

※異動区分

「1」増加の場合 … 1、2、5、6
「2」減少の場合 … 3、4、5、6
を記入してください。

一部を除却した場合は、「取得価額」の欄を二重線で抹消し、直上に引存している部分の取得価額を記入し、摘要欄に内訳を記入してください。

前年前に取得した資産を申告し忘れていた場合は、その旨を記入してください。

課税標準の特例措置に該当する資産の場合は、その旨を記入し、別途「特例該当資産届出書」を提出してください。

IV 申告書類の作成方法(企業の電算処理による申告)

1 作成していただく書類

独自の電算システム等を使用して申告される場合は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)現在横浜市内に所有している全ての償却資産について申告してください。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産の種類別明細書(評価額、課税標準額等を記入)を添付してください。なお、今年度(R8)申告の「前年前に取得したもの(イ)」の取得価額と前年度(R7)申告の「計(ニ)」の取得価額は一致します。一致しない場合はその理由を備考欄等に明記してください。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、 申告書等送付番号(17ケタ) を確認するため、本市からお送りした「申告の案内はがき(又は申告書)」を添付するか必ず転記してください。 2 資産の数量の欄が無い場合は、資産件数(又は数量)を備考欄に記入してください(資産の種類毎に種類別明細書の1行を1件として集計又は数量を集計してください)。 3 評価額(元)の欄は必ず記入してください。
種類別明細書 (全資産用・プレ申告用) 又は (増加資産・全資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、減価残存率、耐用年数※、価額、特例率(該当有の場合)、増減事由(1~6) ※改正耐用年数がある場合は摘要欄等にその旨記載してください。 2 評価額は、22、23ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、摘要欄にその旨を記載してください。

2 債却資産申告書と種類別明細書(増減資産・全資産用)の記入方法

申告書・種類別明細書の記入方法は、原則として8~11ページによりますが、次の点にご注意ください。

<償却資産申告書>

第二十六号様式(提出用)

令和8年1月20日	令和8年度	申告書等送付番号	00123456789012345	
横浜市長(鶴見区)殿	横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20-1	個人番号又は法人番号	3000020141003	
所 住所 納税通知書送付先 電話番号	横浜市中区本町6丁目50番地の10	事業種目	短縮耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
又は 公簿上の住所 又は所在地		資本金又は出資金の額	増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
又は 公簿上の住所 又は所在地		事業開始年月	非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
又は 公簿上の住所 又は所在地		年 月	課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

①区コードを含む17桁を記載

使用される様式が、旧地方税法規則様式で「住所(納税通知書送付先)」と「公簿上の住所」の欄に分かれていない場合で『納税通知書送付先』を設定・変更する際は、備考欄にその旨記載してください。

資産の種類	②価額	③走価率	④標準額	⑤量	⑥	⑦
1 機械物	19,044,555	19,044,555	19,044,555		21	□ 転用資産/その他(年月日)
2 機械及び 装置					22	備考(添付書類) 納税通知書送付先について設定しました。
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び 器具						
6 工具、器具 及び備品						
7 合計	19,044,555	19,044,555	19,044,000			

評価額は必ず記入し、1円単位まで記入してください。

合併等で、法人格に変更がある場合は、①の欄は記入せず、備考欄にその旨記載してください。

2025年10月1日に適格合併により法人格に変更あり

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

番号	記入欄	記入方法等
①	申告書等送付番号	横浜市で送付する申告書以外を使用して申告される場合は、 送付した「申告案内はがき（又は申告書）」に記載の申告書等送付番号（17行）を転記するか、申告案内はがき（又は申告書）を添付してください。 ただし、合併等により法人格に変更がある場合は、旧法人の申告書等送付番号を記入せずにその旨備考欄に記載してください。
②	評価額(単)	種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の「価額(単)」欄の額を資産の種類毎に合計し、記入してください。
③	決定価格(単)	「評価額(単)」欄の合計額を資産の種類ごとに記入してください。
④	課税標準額(単)	種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の「課税標準額」欄の額を資産の種類毎に合計し、その合計額の1,000円未満の端数を切り捨てた額を「7合計」欄に記入してください。
⑤	数量	種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の1行を1件として集計又は資産の種類毎に種類別明細書に記載の数量を資産の種類毎に合計し、記入してください。

＜種類別明細書（全資産用・プレ申告用）＞

行番号	異動区分 (注1)(注2)	⑥ 資産の種類 (注3)	⑦ 物件番号 (資産コード)	資産の名称等	数量	⑧ 取得年月 (注3) 年 月	⑨ 日取得 (注4)	⑩ 取得価額 (注5)	⑪ 耐用年数 (注6)	⑫ 減価残存率 (注7)	⑬ 課税標準額 (注8) 率 コード	⑭ 増減事由 (注9)	摘要
01	1	202610001	舗装路面（コンクリート敷）	1 5 7 9	20,500,060	15	0.929	19,044,555			19,044,555	1	

〔ご準備されている種類別明細書に本市様式の項目が無い場合は、その項目は記載不要です。〕

番号	記入欄	記入方法等	
⑥	資産の種類	資産の種類に該当する次の1から6までの数字を記入してください。 1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品	
⑦	物件番号 (資産コード)	独自に設定した物件番号（資産コード）を記入してください。	
⑧	元日取得	元日（1月1日）に取得した資産については1を記載してください。	
⑨	耐用年数	資産（行）ごとに、応じた耐用年数を記載してください。	
⑩	減価残存率(口)	22ページ〔減価残存率表〕により、取得時期と耐用年数に応じた値を記入してください。	
⑪	価額(単)	22ページ〔評価額の計算方法〕により算出した評価額を記入してください。	
⑫	課税標準の特例	率	課税標準の特例の適用を受ける資産については、地方税法（旧法含む）に規定された特例率を記載してください。
		コード	記入する必要はありません。
⑬	課税標準額	⑪の値をそのまま記入してください。ただし、課税標準の特例がある場合は⑪の値に⑫の特例率を乗じて算出し、記入してください。	
⑭	増減事由	横浜市では全資産申告のため新規取得した資産の増加事由を記載してください。	

V 申告書に記載する事業種目(日本標準産業分類)について

申告書に記載の事業種目については、以下の表をご確認のうえ該當の中分類を日本語で記載してください。

大分類	中分類	コード
農業、林業	農業	A01
	林業	A02
漁業	漁業(水産養殖業を除く)	B03
	水産養殖業	B04
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	C05
建設業	総合工事業	D06
	職別工事業(設備工事業を除く)	D07
	設備工事業	D08
製造業	食料品製造業	E09
	飲料・たばこ・飼料製造業	E10
	繊維工業	E11
	木材・木製品製造業(家具を除く)	E12
	家具・装備品製造業	E13
	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14
	印刷・同関連業	E15
	化学工業	E16
	石油製品・石炭製品製造業	E17
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	E18
	ゴム製品製造業	E19
	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20
	窯業・土石製品製造業	E21
	鉄鋼業	E22
	非鉄金属製造業	E23
	金属製品製造業	E24
	はん用機械器具製造業	E25
	生産用機械器具製造業	E26
	業務用機械器具製造業	E27
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28
	電気機械器具製造業	E29
	情報通信機械器具製造業	E30
	輸送用機械器具製造業	E31
	その他の製造業	E32
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	F33
	ガス業	F34
	熱供給業	F35
	水道業	F36
情報通信業	通信業	G37
	放送業	G38
	情報サービス業	G39
	インターネット附随サービス業	G40
	映像・音声・文字情報制作業	G41
運輸業、郵便業	鉄道業	H42
	道路旅客運送業	H43
	道路貨物運送業	H44
	水運業	H45
	航空運輸業	H46
	倉庫業	H47
	運輸に附帯するサービス業	H48
	郵便業(信書便事業を含む)	H49

大分類	中分類	コード
卸売業、小売業	各種商品卸売業	I 50
	繊維・衣服等卸売業	I 51
	飲食料品卸売業	I 52
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	I 53
	機械器具卸売業	I 54
	その他の卸売業	I 55
	各種商品小売業	I 56
	織物・衣服・身の回り品小売業	I 57
	飲食料品小売業	I 58
	機械器具小売業	I 59
金融業、保険業	その他の小売業	I 60
	無店舗小売業	I 61
	銀行業	J 62
	協同組織金融業	J 63
	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	J 64
	金融商品取引業、商品先物取引業	J 65
	補助的金融業等	J 66
不動産業、物品賃貸業	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	J 67
	不動産取引業	K 68
	不動産賃貸業・管理業	K 69
学術研究、専門・技術サービス業	物品賃貸業	K 70
	学術・開発研究機関	L 71
	専門サービス業(他に分類されないもの)	L 72
	広告業	L 73
宿泊業、飲食サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	L 74
	宿泊業	M 75
	飲食店	M 76
生活関連サービス業、娯楽業	持ち帰り・配達飲食サービス業	M 77
	洗濯・理容・美容・浴場業	N 78
	その他の生活関連サービス業	N 79
教育、学習支援業	娯楽業	N 80
	学校教育	O 81
医療、福祉	その他の教育、学習支援業	O 82
	医療業	P 83
複合サービス事業	保健衛生	P 84
	社会保険・社会福祉・介護事業	P 85
	郵便局	Q 86
サービス業(他に分類されないもの)	協同組合(他に分類されないもの)	Q 87
	廃棄物処理業	R 88
	自動車整備業	R 89
	機械等修理業(別掲を除く)	R 90
	職業紹介・労働者派遣業	R 91
	その他の事業サービス業	R 92
	政治・経済・文化団体	R 93
公務	宗教	R 94
	その他のサービス業	R 95
	外国公務	R 96
	国家公務	S 97
	地方公務	S 98
分類不能の産業	分類不能の産業	T 99

VI 送付先情報記載用紙の記入方法

申告書をお送りしている全ての方に「送付先情報記載用紙」をお送りしています。様式中の表面はこちらからお送りする際の宛名面であり、裏面が「送付先情報記載用紙」となっています。

①「申告書送付先」又は ③「納税通知書送付先」に変更がある場合には、必ず②又は④の欄に記入のうえ申告書と共に返送をお願いいたします。

＜送付先情報記載用紙の記入方法について＞

送付先情報記載用紙	
申告書の送付先、納税通知書の送付先について、次のとおり管理しています。 変更がある場合には、送付先を記載の上、償却資産申告書と同封し、返送いただくようお願いします。	
1	現在の申告書送付先 999-9999 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央〇-〇-〇 〇〇〇〇株式会社 様
2	今後の申告書の送付先 郵便番号 都道府県 市区町村 丁目番地 ビル名 部屋番号 氏名
3	現在の納税通知書送付先 999-9999 神奈川県横浜市中区本町〇-〇-〇 〇〇〇〇株式会社 様
4	今後の納税通知書の送付先 郵便番号 都道府県 市区町村 丁目番地 ビル名 部屋番号 氏名

【申告書送付先】

①の欄に、現在登録されている『申告書送付先』が記載されています。(納税通知書送付先が登録されている場合は③と同じ情報が印字され、特に登録が無い場合は「公簿上の住所」が印字されています。)

申告書送付先の変更を希望される方は、②の欄に新たな申告書送付先の情報を明瞭に記載し、提出してください。

【納税通知書送付先】

③の欄に、現在登録されている『納税通知書送付先』が記載されています。(特に登録が無い場合は「公簿上の住所」が印字されています。)

変更を希望される方は、④の欄に新たな納税通知書送付先の情報を明瞭に記載し、提出してください。

※各送付先に変更がある場合は、必ず本様式に記入のうえ提出してください。申告書に変更の記載をされた際は、改めて本様式を提出いただきます。

※企業の電算処理により申告される場合は、申告書の備考欄に変更後の送付先を記載してください。

VII 非課税・課税標準の特例について

1 非課税となる資産

地方税法第348条、同法附則第14条、同法附則第14条の2に規定する一定の要件を備えた償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、毎年「非課税適用届出書」を提出してください。記入方法については、右ページを御覧ください。

なお、「非課税適用届出書」の用紙は、[横浜市ウェブサイトからダウンロードしていただか](#)か、[横浜市償却資産センターに御請求ください](#)。

非課税の対象となる償却資産の主な例（地方税法第348条）

- ・社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産（同法第2項第10号）
- ・社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産（同法第2項第10号の2）
- ・社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産（同法第2項第10号の3）
- ・社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産（同法第2項第10号の6）
- ・社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産（同法第2項第10号の7）※
- ・更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産（同法第2項第10号の8）
- ・介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産（同法第2項第10号の9）
- ・児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産（同法第2項第10号の10）

※社会福祉事業の実施主体が一般社団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当することについて神奈川県等から証明を取得する必要があります。

2 課税標準の特例をうける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、「償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書」を提出してください。記入方法については、右ページを御覧ください。

なお、「[償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書](#)」の用紙は、[横浜市ウェブサイトからダウンロードしていただか](#)か、[横浜市償却資産センターに御請求ください](#)。

課税標準の特例となる償却資産の主な例

- ・汚水又は廃液の処理施設（法附則第15条第2項第1号）→【特例率】1/3※
- ・下水道除害施設（法附則第15条第2項第5号）→【特例率】3/4※
- ・特定再生可能エネルギー発電設備（法附則第15条第25項）→【特例率】発電設備（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）及び出力ワット数により異なります。※
- ・令和7年4月1日から令和9年3月31までの期間に中小事業者等が雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上とする賃上げ方針を記載した先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した資産（法附則第15条第43項）→【特例率】1/2又は1/4
- ・令和5年4月1日から令和7年3月31までの期間に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した資産（旧法附則第15条第44項）→【特例率】1/2又は1/3

※地方自治体が特例率を条例で定めることができる「わがまち特例」を導入しています。

詳細は横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 償却資産 わがまち特例

検索 



非課税適用届出書の記入例

資産の所在する区を記入してください。

非課税となる資産を所有されている方の記入方法

申告書又はハガキに記載されている申告書等送付番号を記入してください。申告書等送付番号が不明な場合は「区コード2ヶタ+6ヶタの旧所有者コード」でも構いません。すべて不明な場合は空欄で結構です。

非課税適用届出書

令和 8 年 1 月 30 日
横浜市長
(中区分)

令和 8 年度固定資産税（償却資産）非課税適用届出書

非

申告書等送付番号 30123456789012345

(フリガナ) 所有者住所 (又は納税通知書送達先)	ヨコハマシナカクホンチヨウ6チヨウ×50/ベンチ10 横浜市中区本町6丁目50番地10	この届出に応答する者の連絡先	総務課経理担当 横濱 (電話 045-671-9999)
(フリガナ) 所有者氏名 (法人にあってはその名称 及び代表者の氏名)	ヨコハマショウキョウカフシキガイシャ 横浜償却工業株式会社 代表取締役 傷却 次郎 (屋号 横浜営業所)	事業種目 (資本金等の額)	輸送用機械器具製造業 (100,000,000 円)
資産所在地	中区長者町O-O-O	課税分の申告方法 (どちらか一方に○)	全資産申告 (一般申告) (電算申告) (増減申告)

行数 資産の種類	資産の名称等	取得年月 年 年 月	取 得 価 額	耐用年数	非課税適用条項	非課税事業 事 法 令 等	添付書類 (関係省庁への 届出書類等)	非課税 コード
1 6 事業所内保育室用遊具	5 07 04	768,000 05			法第348条第2項第10号の10 法附則第14条第1項第1条第1項 法第348条第2項第10号の10 法附則第14条第1項第1条第1項	児童福祉法	有・無	
2							有・無	
3	該当資産について種類別明細書に記載したものと同じ内容を記入してください。				地方税法の適用条項を記入してください(不明の場合は、どの特例要件を適用したいかがわかる資料を添付してください)。		当該事業を行なうにあたり、関係省庁等へ届け出た資料、及び許可された際の許可書などがあれば添付してください。	
4								
5								
6					法第348条第2項第10号の10 法附則第14条第1項第1条第1項 法第348条第2項第10号の10 法附則第14条第1項第1条第1項			
7								
8					法第348条第2項第10号の10 法附則第14条第1項第1条第1項			

※ 太線内を記入してください。
※ 非課税適用資産をお持ちの場合は、償却資産申告と一緒にこの届出書を毎年必ず提出してください。記入する枠が足りない場合には別紙でも構いません。

課税標準特例該当資産届出書兼明細書の記入例

資産の所在する区を記入してください。

申告書又はハガキに記載されている申告書等送付番号を記入してください。申告書等送付番号が不明な場合は「区コード2ヶタ+6ヶタの旧所有者コード」でも構いません。すべて不明な場合は空欄で結構です。

特

令和 8 年 1 月 30 日
横浜市長
(中区分)

令和 8 年度償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書

申告書等送付番号 30123456789012345

(フリガナ) 所有者住所 (又は納税通知書送達先)	ヨコハマシナカクホンチヨウ6チヨウ×50/ベンチ10 横浜市中区本町6丁目50番地10	この届出に応答する者の連絡先	総務課経理担当 横濱 (電話 045-671-9999)
(フリガナ) 所有者氏名 (法人にあってはその名称 及び代表者の氏名)	ヨコハマショウキョウカフシキガイシャ 横浜償却工業株式会社 代表取締役 傷却 次郎 (屋号 横浜営業所)	事業種目 (資本金等の額)	輸送用機械器具製造業 (100,000,000 円)
資産所在地	中区長者町O-O-O	課税分の申告方法 (どちらか一方に○)	全資産申告 (一般申告) (電算申告) (増減申告)

行数 資産の種類	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	取 得 年 月 年 年 月	取 得 価 額	耐用年数	評 価 額 *	特 例 適 用 条 項	特 例 コ ー ド
1 6 ポータブル測定器	5 7 10	356,000 9					法第349条の3第1項 法附則第15条第43項第1号 法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	
2							法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	
3	該当資産について種類別明細書に記載したものと同じ内容を記入してください。					* 評価額は全資産申告の場合のみ記入してください。	法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	
4							法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	
5							法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	
6							法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	
7							法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	
8							法第349条の3第1項 法附則第15条第1号	

※ 太線内を記入してください。 * 評価額欄は全資産申告の場合のみ記入してください。
※ 一般申告(増減申告)の場合は新たに特例適用の対象となった資産を、全資産申告の場合は対象資産すべてを記入してください。記入する枠が足りない場合には別紙でも構いません。

＜システム標準化に伴う申告の際のお願い（注意点）について（再掲）＞

横浜市では、令和8年1月1日に国が示す標準システムへ移行することに伴い、各種様式や管理項目等に変更があります。申告書等を調製いただく際、これまでとは取り扱いが異なる点が多くあります。

これまで、本手引の各頁で記載しておりましたが、特に注意いただきたい点を改めて記載いたします。
申告内容等をご確認いただきますようお願いいたします。

【申告書・種類別明細書について】

・複写式の廃止

申告書及び種類別明細書の複写式が廃止され、「控用」はありません。

郵送により申告される場合、申告書等に受付印が押印された「控え」が必要な場合は、自ら複写し、正副2部用意のうえ、返信用封筒（切手貼付済）を同封して御提出ください。

・様式の変更

＜償却資産申告書について＞

○所有者の欄が細分化され、「住所」と「公簿上の住所又は所在地」の欄に分かれることになりました。横浜市では「住所」の欄は納税通知書送達先として管理し、「公簿上の住所又は所在地」に個人の方は住民基本台帳の住所、法人の方は法人登記簿上の住所を印字します。

納税通知書送付先又は申告書送付先に変更がある場合は、償却資産申告書を訂正するのではなく、「送付先情報記載用紙」を併せて提出してください。（15ページ参照）

○新様式は機械で読み取りを行うため、チェックボックスは以下の表の「良い例」を参考にして記入してください。

	チェック記号	説明
良い例	<input checked="" type="checkbox"/>	左記の例のとおり、丁寧にチェックマークを記載してください。
悪い例	<input type="checkbox"/>	機械での読み取りができなくなります。
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	

＜種類別明細書（全資産用・プレ申告用）第26号様式別表1について＞

○様式の改正によりご自身で記入いただく項目として「異動区分」が追加されました。異動がある資産は忘れずに記入をお願いします。

○「増減事由（1新品取得、2中古品取得、3売却、4滅失、5移動、6その他、のいずれか）」の記入が必要となりましたので、「今年度異動がある資産には忘れずに記入をお願いします。」

＜種類別明細書（増減資産用）第26号様式別表2について＞

○横浜市では、「第26号様式別表2」は利用しません。

申告の際は、第26号様式（償却資産申告書）及び第26号様式別表1（種類別明細書（全資産・プレ申告用））でのご申告をお願いします。

VIII その他関連情報について

1 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び横浜市市税条例第58条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

2 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

3 国税資料等の閲覧について

横浜市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、横浜市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

4 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産として区分されるため申告の対象となるもの	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器として性格の強いもの
家屋として区分されるため申告の対象とはならないもの	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となりますので、償却資産申告の対象外です。

(2) 貸借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び横浜市市税条例第41条第10項の規定により、**テナントの方が償却資産として申告してください。**

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

家屋と設備等の所有関係が異なる(テナント等)場合は、当該設備等はすべて償却資産申告の対象です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係が同じ場合 (自己所有家屋に取り付けた設備等)	
			家屋 として評価	償却資産 として申告
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電 気 設 備	受変電設備	設備一式 (キュービクル等)		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○
	中央監視設備	設備一式		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備 (エレベータ・空調設備用等)	○	○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線、端子盤等	○	
	LAN設備	設備一式		○
給排水衛生設備	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		○
		配管・配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
空 調 設 備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○
	給湯設備	局所式給湯設備 (洗面台等に直結の電気温水器等) 局所式給湯設備 (ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの)、中央式給湯設備	○	○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		○
	衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
その他の設備等	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 (ダムウェーター) 等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・ 百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備 (給湯室のミニキッチン等)		○
外 構 工 事	外構工事	工事一式 (舗装・門・塀・緑化施設等)		○

5 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、御留意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。 (注1)	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) (注2)	原則区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注3) (注6)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注4) (注6)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能（法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産（中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。 (注5)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能（租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、**圧縮前の取得価額としてください。**

(注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、**固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。**

(注3) 法人は減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注5) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告の方等が、平成15年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。**固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注6) 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な業務として行われるもの）の用に供した資産は、取扱いが変更となりましたので御注意ください。

IX 償却資産の評価額及び税額の計算方法について

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。算出した評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

[減価残存率表]

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
1			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応する減価率です。

[例えば] 取得価額250,000円、取得時期令和7年5月、耐用年数4年のパソコンの場合
(耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 …… 0.781)
(耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率 …… 0.562)

令和8年度 = $250,000 \times 0.781 = 195,250$ 円
令和9年度 = $195,250 \times 0.562 = 109,730$ 円
令和10年度 = $109,730 \times 0.562 = 61,668$ 円
令和11年度 = $61,668 \times 0.562 = 34,657$ 円
令和12年度 = $34,657 \times 0.562 = 19,477$ 円
令和13年度 = $19,477 \times 0.562 = 10,946$ 円 < 12,500円

※ 令和13年度で算出額が取得価額の5% (12,500円) より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\boxed{\text{税額}} \quad (100\text{円未満切り捨て}) = \boxed{\text{課税標準額} \quad \text{※}} \quad (1,000\text{円未満切り捨て}) \times \boxed{\text{税率}} \quad (1.4\%)$$

※課税標準額とは一つの区の区域内に所在する資産の価格の合計です (1,000円未満切り捨て)。

免 税 点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

[例えば]

A区とB区に資産をお持ちのC社の場合

A区所在の資産の合計の課税標準額が 1,457,000円 → 課税されず、納税通知書及び納付書は発送されません。

B区所在の資産の合計の課税標準額が 1,689,000円 → 課税され、納税通知書及び納付書が発送されます。

申告書の提出は **eLTAX** による電子申告を御利用ください!

- インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

* **eLTAX** の御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

- ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/> エルタックス 
- 電話：0570-081459 (ハイシンコク)

IP電話やPHSからは：03-6745-0720

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

納付は *eLTAX* による電子納付を御利用ください！

地方税共同機構が運営する「eLTAX」を利用し、窓口に出向かずに全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます！

【横浜市の対象税目】

地方税お支払サイト：固定資産税（償却資産）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、

個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）

eLTAX対応ソフトウェア：個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、個人市民税・県民税（退職所得）、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税

【納付方法】

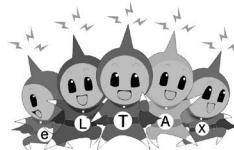
インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM（※1）、スマホ決済（※2）

※1 ATMは、ペイジー対応機種に限ります。

※2 スマホ決済は、地方税お支払サイト対応税目に限ります。

詳しくはホームページを御確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

エルタックス 検索



申告書の提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書：資産所在地の記入及び✓マークはありますか？
- 申告書：マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はありますか？
- 種類別明細書：異動区分の記入はありますか？
- 種類別明細書：増加資産の耐用年数の記入はありますか？
- 種類別明細書：増減事由の欄（1から6）の記入はありますか？
- 受付印を押印した控えが必要な場合、提出用をコピーした控えはありますか？
- 必要な料金分の切手を封筒に貼ってありますか？

非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。

↓申告書を郵送で提出する場合は、こちらのラベルを封筒に貼付し御利用ください。

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地

産業貿易センタービル5階

横浜市償却資産センター 行

（この封筒に入っている申告書の区に○印を付けてください。）

鶴見 神奈川 西 中 南 港南 保土ヶ谷 旭 磯子
金沢 港北 緑 青葉 都筑 泉 栄 戸塚 瀬谷

お問合せ先

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話 045 (671) 4384

ファックス 045 (663) 9347

Eメール za-shoukyakushisan@city.yokohama.lg.jp

横浜 償却資産のページ

検索



令和7年12月発行

発行／横浜市財政局主税部固定資産税課